

独立行政法人国立文化財機構職員法定外災害補償規程

平成 1 9 年 4 月 1 日

国立文化財機構規程第 2 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）の職員（第 5 条に掲げるもの）が業務上の事由により負傷、疾病、障害又は死亡（以下「身体の障害等」という。）を被ったとき、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号。以下「労基法」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号。以下「労災法」という。）に基づく補償又は保険給付のほかに、機構が行う補償（以下「法定外補償」という。）について定めることを目的とする。

(業務上災害補償)

第 2 条 機構は、職員が業務上の事由により身体の障害等を被ったとき、当該職員又はその遺族に対し法定外補償を行う。

2 前項に定める身体の障害等であっても、その原因が次の各号の一に該当するときは、本規程は適用しない。

- (1) 職員の故意又は職員の重大な過失のみによるとき
- (2) 職員が法令に定められた運転資格を持たないで運転、又は泥酔運転若しくは無免許運転の間に発生した事故によるとき
- (3) 職員の故意の犯罪行為によるとき
- (4) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波によるとき
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によるとき
- (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性によるとき
- (7) 風土病又は職業性疾病によるとき

(通勤災害補償)

第 3 条 労災法上業務外の事由とされた通勤災害による身体の障害等については、労災法上の通勤災害に該当する場合に限り、これを業務上の事由による身体の障害等に準ずるものとし、本規程を適用する。

(補償の内容)

第 4 条 この規程により行う法定外補償の種類は次のとおりとする。

- (1) 障害特別援護補償
- (2) 遺族特別援護補償

2 前項に定める補償の種類ごとの補償額は別表に定めるとおりとする。

(補償適用対象者)

第5条 この規程の適用対象となる者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 常勤の職員
- (2) 任期付職員
- (3) 再雇用職員
- (4) 有期雇用職員
- (5) 特別研究員
- (6) 作業員
- (7) 客員研究員
- (8) アソシエイト・フェロー

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第4条第1項第2号の遺族特別援護補償を受ける遺族の範囲及び順位は、労災法の遺族補償給付又は遺族給付を最初に受ける者とする。

2 遺族特別援護補償を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合は、遺族特別援護補償の額はその人数によって等分して支給するものとする。

(第三者の行為による事故)

第7条 機構は、法定外補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、法定外補償をしたときは、その補償の価額の限度で、法定外補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、法定外補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、機構は、その価額の限度で法定外補償をしないことができる。

3 機構は、特別の事情があり前2項の規定を適用することが適当でないと認められる場合においては、この限りではない。

(民法による損害賠償との調整)

第8条 機構は、本規程による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

(解釈上の疑義の取扱い)

第9条 業務上外の認定等この規程に定める事項につき疑義を生じたときは、労基法及び労災法の規定及びその運用解釈による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月25日に改正、同日から施行し、平成20年7月11日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年3月24日に改正し、平成29年4月1日から適用する。

別表 (第 4 条関係)

補償の種類と補償額

1 障害特別援護補償

業務上の負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて次表に定める額を支給する。障害等級は労災法にしたがう。障害が 2 以上ある場合、または障害の程度を加重した場合は、労災法の規定を準用し障害等級を決定する。

補償額

	補償額	
	業務上災害(万円)	通勤災害(万円)
後遺障害 1 級	1,540	915
後遺障害 2 級	1,500	885
後遺障害 3 級	1,460	855
後遺障害 4 級	875	520
後遺障害 5 級	745	445
後遺障害 6 級	615	375
後遺障害 7 級	485	300
後遺障害 8 級	320	190
後遺障害 9 級	250	155
後遺障害 10 級	195	125
後遺障害 11 級	145	95
後遺障害 12 級	105	75
後遺障害 13 級	75	55
後遺障害 14 級	45	40

2 遺族特別援護補償

業務上死亡した場合は、遺族に対し次の額を支給する。ただし、障害特別援護補償支給後再発のため死亡した場合は、遺族特別援護補償額から給付を行なった障害特別援護補償額を控除した差額を支給する。

補償額

	補償額	
	業務上災害(万円)	通勤災害(万円)
死亡	1,860	1,055